

— 静かな夜と空を返せ —

号外

# 原告団 NEWS

発行日：2018年2月7日 発行者：(団長) 福本道夫

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 FAX(TEL)：042-542-5625

[http://www.geocities.jp/yokota\\_nakusukai/](http://www.geocities.jp/yokota_nakusukai/)

発行：第9次横田基地公害訴訟原告団 (E-mail：yokota9th@yahoo.co.jp)

## — 2/15(木)の予定 —

12:30 事前集会 (緑町北公園)  
13:15 入廷 (地裁 405 号法廷)  
13:30 開廷

終了後 裁判所内で報告集会

.....  
※集会～地裁敷地に入るまでは、  
幟を掲げ、原告団の方は、ゼッケンをつけますが、裁判所門前で、これを外します。ご協力ください。

# 2月15日の法廷は原告本人による証人尋問です

私たち第9次横田基地公害訴訟は、2012年12月12日に提訴、2013年3月27日に第1回弁論が開始され、以後25回の口頭弁論を積み重ねてきました。今年になって、いよいよ最終段階に入りました。

具体的には、来る2月25日(木)から3回にわたって原告本人による証人尋問が始まります。

2月25日の証人尋問は原告団長の福本さん、副団長の青山さん、(原告ではありませんが)基地周辺の小学校(昭島市立拝島第2小学校など)に勤続経験のある元小学校教諭Sさんの3名が法廷に立ちます。

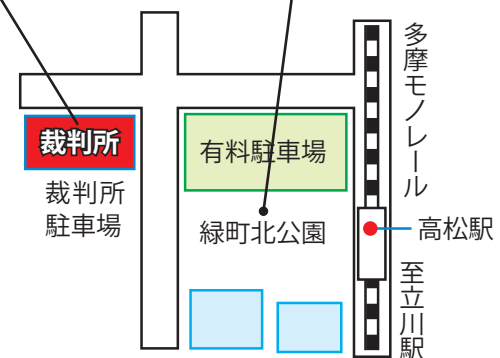
福本さんは訴訟全般(横田基地の運用状況、被害、過去の訴訟の経緯など)や自宅での被害を交えて証言します。また、青山さんは(昭島市議会議員であることから)基地周辺自治体の基地被害に対する対応などを中心に自宅での被害も証言します。最後に、元小学校教諭のSさんは、学校での児童の様子・被害や勤務者の被害などを、他の学校と比較して証言します。

また、この証人尋問に当たって被告の国側は、2月15日の2カ月前＝2017年12月中旬までに、福本・青山両氏の証言内容を提示せよと要求し、いわば手ぐすね引いて待っている状態です。

なお、今回の証人尋問を皮切りに、以下の日程で、それぞれ原告4名の証人尋問を行います。

4階 405 法廷  
13時30分～

弁論前事前集会  
12時30分～



原告本人の証言による尋問は、裁判所に対して私たち原告が直接訴えることのできる数少ない機会です。多くの皆さんの応援が必要です。

ぜひ、傍聴支援においでください。

※弁論前集会は、当日12時30分～多摩モノレール高松駅西側の公園で行います。

【今後の予定】\*\*\*\*\*

\* 2/15(木) 午後1時30分～

第26回弁論＝証人尋問3名(原告2名)

\* 3/15(木) 午後1時30分(予定)～

第27回弁論＝証人尋問 原告4名

\* 5/17(木) 午後1時30分(予定)～

第27回弁論＝証人尋問 原告4名

\* 7/19(木) 第29回弁論(場合によっては結審)

# 国（防衛省）がNHK受信料の助成を一方的に打ち切り通告

すでに防衛省・北関東尾防衛局から、郵便でお知らせが来ている方もいらっしゃるかと思います。内容は、標記のように、一方的なNHK受信料の助成を打ち切るとの通知です。

これは、（昨年末にマスコミによって報道されましたが）会計検査院から「NHK受信料金減免の助成制度が、防音工事の進捗状況や飛行機の低騒音化にもかかわらず長期間見直されていない」との指摘を受けて、防衛省が一方的に対象者に「防衛施設周辺におけるNHK放送受信料の助成制度（防衛施設周辺放送受信事業）の見直しについて（お知らせ）」と称して、行った措置です。

具体的には、現状行っている助成を、

- ①住宅防音工事が完了した世帯は、平成30年8月31日をもってNHK放送受信料の助成（年間の上限額6,995円）を終了。
  - ②一部住宅防音工事を実施した世帯は、平成30年9月1日からNHK放送受信料の助成に係る年間の上限額を6,995円から3,497円に減額し、平成36年3月31日をもってNHK放送受信料の助成を終了。なお、今後、2回目の住宅防音工事を行った場合は助成を終了。
  - ③住宅防音工事を行っていない世帯は、NHK放送受信料の助成を継続。なお、今後、住宅防音工事を行った場合は助成を終了。
- というものです。

また、制度見直し後の助成は、各世帯が住宅防音工事済か否かの確認を踏まえて決定する必要があるので、「防衛施設周辺におけるNHK放送受信料の助成制度（防衛施設周辺放送受信事業）に係る申告書」にチェックの上、返信封筒を使って、本年3月31日までに返送してくれ、とのこと。

今回の一方的なNHK受信料打ち切りのお知らせには様々な矛盾が含まれています。

私たち原告団団長が、先月の1月24日、厚木基地爆音防止期成同盟や第五次厚木基地爆音訴訟原告団の方々から誘いを受けて、防衛省担当者との交渉に参加してきました（私たち以外に小松基地訴訟原告団や第2次新横田基地公害訴訟原告団からの参加もありました。）。

第1の矛盾は、航空機騒音は、防音工事をすることでテレビ受信が100%可能になったかという点です。

これについて防衛省側は、防音工事によって20～

25dB(A)の減音ができるので問題ないはずだと言いつけています。しかし、こんなウソに騙されてはいけません。例えばジェット戦闘機やC-5といった100dB(A)を超える騒音が発生した際には、たとえ25dB(A)音が減衰したとしても、75dB(A)の音がしているのです。この音ではテレビの音は聞こえません。ついですが、自慢気に言う「防音工事」の効果については、防音工事をしない部屋でも、新しい家では20dB(A)程度の防音効果はあるのです。また、防音工事を初期の時代に行ったケースでは、防音工事を行った部屋のほうが防音工事を行っていない部屋より防音効果がないという測定結果すらあるのです（原告団が約2年前に実施）。

また、「航空機騒音が何dB(A)の音まで押さえられればテレビの音が聞こえるのか」という質問にすら、防衛省は答えられなかったのです。

さらに、防音工事を、リフォームや建て替えによって取り壊した住宅の確認はどのようにするのでしょうか。これについても回答がされていません。

今までの裁判結果（判決）では、何度も生活妨害として、（防音工事を行ったとしても）テレビの受信妨害があると認めています。この判決を覆す内容の今回の措置ですが、その理由も示されていません。

防衛省への回答用紙は防音工事の確認という内容だけです。つまり、上記のような疑問点や矛盾点を抱えているのに、「打ち切りは決定しました。だから打ち切り方を防衛省が判断するのに防音工事の現状について回答しろ。」といったやり方なのです。

現在、厚木基地周辺では大和市などの基地周辺自治体も助成打ち切りを見直してほしい、との要請をしています。横田基地周辺では、まだ自治体が積極的に動いていないのが現状ですが、私たちは、周辺自治体や防衛省に働きかけを今後行うことで、「航空機騒音被害がある限りNHK受信料助成制度を続けるべきだ」との主張を行っていきたく考えています。

回答が待てる方は、ぎりぎりまで待ってください。3月31日までに原告団としてどう対応するかについて結論を出し、皆さんにお伝えしたいと考えています。

（原告団・事務局）

※最近、昭島市美堀町地域の各住宅に、移転跡地を（耕作地や駐車場など）使用するな、という北関東防衛局からのお知らせがポスティングされています。この問題点についての原告団方針も後日お知らせします。